立高バレー部 OB/OG 会
平成 30 年 2 月 25 日

個人情報保護原則・名簿掲載原則

立高バレー部 OBOG の個人情報を収集し、総会・幹事会等案内発送の業務に利用するための原則の総称を「個人情報保護原則」とする。収集された情報を名簿化リスト化するための原則の総称を「名簿掲載原則」とする。

個人情報保護原則

(目 的)
第 1 条 この規程は、都立立川高校 (以 下立高と略す)の 卒業生でバレー部に所属した者(若しくは中途退部し入会を認められた者)の 集まりである立高バレー部 OBOG 会の開催、幹事会の開催などに関わる連絡通知を発送するにあたり、会員の個人情報を適切に保護するための基本事項を定めたものである。

(適用範囲)
第2条 この規程は、全会員に対して適用する。

(情報収集の範囲)
第 3 条 収集する情報の範囲は、卒業年次、氏名、旧姓、郵便番号、住所、電話番号、携帯番号、E メール、FAX 番号等とする。

(収集情報の利用)
第 4 条 収集された個人情報の利用は、個人情報保護の観点から、会合 (全 体・幹事)の開催案内など会員への連絡のみに限る

(収集情報の非公開)
第 5 条 収集された情報は、個人情報保護の観点から、幹事会及び事務局における上記 4 条の作業を除き非公開とする。

(収集情報の利用または提供の拒否)
第 6 条 会員本人から名簿掲載の削除(又 は退会)の申し出が有つた場合は、姓名のみを残して住所等の全てのデータを削除する。

(会 員逝去の場合)
第 7 条 本人逝去の場合は、姓名のみを残して住所等全てのデータを削除する。なお、逝去の時期がわかるときはそれを掲載する。

(個人情報の秘密保持)
第 8 条 個人情報を取り扱う幹事,事務局は、この規程に従い、その秘密保持に十分な注意を払うこととする。
尚、本原則は、平成 30 年 2 月 25 日 から施行する。

以上